

公共下水道接続促進事業補助金交付制度について

排水設備工事（浄化槽等から下水道への切替工事）の工事費に対し、一部助成金を受けることが出来ます。公共下水道の整備された区域にお住まいで、公共下水道へ接続をされていない方は速やかに公共下水道への接続をよろしく願います。

◇補助対象工事 公共下水道（污水）の整備された区域内で合併浄化槽、単独浄化槽又は汲み取り式トイレを廃止して行う排水設備工事で「下水道排水設備工事確認申請書」を平成 27 年 4 月 1 日以降に申請し、平成 28 年 1 月末日までに完了する工事が対象になります。
※注 新築や農業集落排水事業区域（神里地域）は補助対象外です。

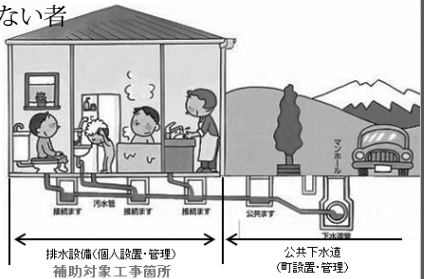
合併浄化槽を設置している建物	単独浄化槽又は汲み取り式トイレを設置している建物
補助対象工事が5万円以上の場合5万円	補助対象工事が10万円以上の場合10万円
補助対象工事が5万円未満の場合は当該工事費の額	補助対象工事が10万円未満の場合は当該工事費の額

※当該工事費に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

◇補助対象者 ①工事を行う建物の所有者又は居住者、若しくは土地の所有者
②国、県又は町の他の同様な制度による補助又は扶助を受けていない者
③市町村税を滞納していないこと
上記の項目全てに該当している方が補助対象者となります。

◇申請受付 随時受付中
（※予算がなくなり次第、補助金交付申請受付を打ち切ります。）

◇申請書類 南風原町役場 区画下水道課（庁舎 4 階）窓口にて配布
（町ホームページでもダウンロードできます。）



※詳しくは町のホームページ、区画下水道課（☎ 889-2508）までお問い合わせください。

戦没者遺児の皆様へ

～慰霊友好親善事業への参加者募集のご案内～

戦没者の遺児が父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、現地の方々との友好親善を深めることを目的とした、日本遺族会による事業です。

参加費 10万円 ※集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き料等は含まれておりません。

参加資格 ①戦没者の遺児（戦没者遺児を対象とした慰霊友好親善事業ですので、それ以外の方は参加できません。）
②今回実施する地域（実施地域周辺の公海上にて戦没された方も含む）以外の方は参加できません。

実施地域

（広域地域）①旧満州 ②旧ソ連 ③西部ニューギニア ④ボルネオ・マレー半島 ⑤マリアナ諸島 ⑥東部ニューギニア
⑦中国 ⑧トラック・パラオ諸島 ⑨ソロモン諸島 ⑩ミャンマー ⑪フィリピン
⑫終戦70周年記念洋上慰霊（南西諸島、台湾バシー海峡、フィリピン沖、パラオ沖、マリアナ沖方面）

（特定地域）マーシャル・ギルバート諸島

《お問い合わせ・お申込み》沖縄県遺族連合会 ☎834-2811（〒900-0025 那覇市壺川1-14-1）
※日程、詳細については、日本遺族会のホームページでも確認できます。http://www.nippon-izokukai.jp



住宅リフォーム補助制度のおしらせ

平成27年度も地元経済の活性化のため、町民の皆さんが行う町内業者による住宅リフォームの費用の一部を補助します。

○申請できる人

- ①南風原町に住民登録している方
- ②対象となる住宅の居住者（建築後、1年以上経過）
- ③町税等の滞納のない方

○対象となる工事

- ①対象工事費が20万円以上
- ②修繕・耐震補強工事・改築・設備改善工事・増築工事（建築確認を要しない場合）
- ③平成28年1月31日までに工事が完了し、工事代金の支払ができること。

○補助額

★対象工事の **20%**
★最高限度額 **20万円**

例① 対象工事費 40万円
40万円×0.2(20%)=8万円
補助額 8万円

例② 対象工事費 120万円
120万円×0.2(20%)=24万円
補助額(最高限度額があるので)20万円



※交付決定後に工事着手するものが対象となります。
※すでに着手済、完成済の工事については、対象外になりますので、ご了承ください。
※平成24・25・26・27年度にリフォーム補助制度を受けた方は、今回の補助対象外となります。

○応募について

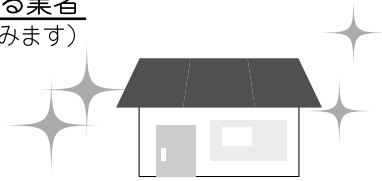
平成27年7月1日(水)から随時受付を開始します。(先着順で対象者を決定します。)
ただし応募数が予算の範囲を超えた場合には受付を終了します。

○対象となる住宅

- 南風原町内にある個人住宅で以下のもの
- ①自己所有住宅（建築後、1年以上経過）
 - ②借家住宅（ただし、所有者の許可が必要）
 - ③共同住宅（ただし、所有者の許可が必要）

○工事を行う業者について

南風原町に本社のある業者
（町内個人事業者も含みます）



◎ 補助対象工事例

- ・屋根の葺替え、防水修繕、塗装工事
- ・外壁の張り替え、塗装工事
- ・内装の張替、塗装工事
- ・サッシの取替え工事
- ・バリアフリー設備改修等
- ・台所設備等の改修、取替工事等
- ・バス、トイレ等改修、取替工事等

× 対象とならない工事例

- ・門、塀、柵などの外構工事
- ・庭園整備、アスファルト舗装工事
- ・下水道接続工事
- ・家電・家具、備品等の購入費
- ・シロアリ除去工事
- ・看板等設置工事

平成27年7月1日より応募開始します!!

※詳しくは町のホームページ、まちづくり振興課までお問い合わせください。☎889-4412

広告募集

この広告枠は2号広告です。[月額1万円]

お申込み・お問い合わせ

広報担当(☎889-4415)へお願いいたします。

Eメールでの受付もいたします。

kouhou@town.haebaru.okinawa.jp

無料法律相談

不動産の登記 ●土地・建物の売買・贈与・相続による名義変更
●抵当権の設定や抹消

裁判事務 ●140万円以下の裁判代理業務、示談交渉、内容証明郵便の作成
●訴状、成年後見申立書などの作成

さくがわ司法書士事務所

〒901-1111 南風原町字兼城 683 番地 12 仲里ビル 3-A
南風原町役場となり ☎098-889-8831

会社の登記 ●会社の設立、解散、役員変更などの登記手続き
●定款変更

債務整理 ●任意整理、個人再生、自己破産などの手続き
●過払い金の回収

相続手続き ●遺言、生前贈与、遺産分割協議などの相続対策
●相続の放棄

業務時間

平日：9:00～18:00
休日：土、日、祝日
※事前にご予約いただければ、平日 18:00 以降のご相談も受け付けております。



さくがわ 司法書士 佐久川 聡